

丸亀市技能職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 11 月

I 現状

1 職員の平均年齢、平均給料月額等（平成 19 年 4 月 1 日現在）及び民間従業員データ

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
丸亀市	45.0 歳	154 人	330,800 円	374,339 円	346,681 円
うち清掃職員	45.5 歳	66 人	343,800 円	416,152 円	364,997 円
うち給食調理員	47.0 歳	34 人	338,200 円	355,962 円	348,241 円
うち校務技師	41.0 歳	14 人	300,200 円	321,171 円	315,600 円
うちその他	43.8 歳	40 人	313,500 円	330,768 円	325,800 円
香川県	47.5 歳	349 人	347,239 円	384,555 円	365,611 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円
類似団体	46.9 歳	107 人	322,904 円	360,099 円	344,491 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
清 掃 職 員	廃棄物処理従業員	43.3 歳	299,800 円	1.39
給 食 調 理 員	調理師	43.6 歳	244,400 円	1.46
校 務 技 師	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.41

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	丸亀市 (C)	民間 (D)	平均給与月額 C/D
清 掃 職 員	6,686,324 円	4,192,600 円	1.59
給 食 調 理 員	5,919,044 円	3,346,700 円	1.77
校 務 技 師	5,377,752 円	3,284,300 円	1.64

※「平均給料月額」とは、19 年 4 月 1 日現在における基本給の平均値の 100 円未満を端数処理（四捨五入）した値である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、これら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成16～18年の3ヵ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

2 技能職員の年齢別職員数及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

職務区分 年齢	清掃職員		給食調理員		校務技師		その他		総計	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
25～29	*	*	-	-	*	*	215,897	4	228,196	6
30～34	308,093	11	269,703	3	263,663	3	276,308	6	288,999	23
35～39	350,627	9	300,557	5	285,200	4	303,463	5	318,111	23
40～44	435,890	10	327,580	5	*	*	332,436	5	380,691	21
45～49	453,980	11	386,629	7	*	*	396,786	7	419,937	27
50～54	462,101	10	372,037	9	*	*	401,589	7	413,546	27
55～59	478,383	14	420,153	5	*	*	381,142	6	437,666	27
合計	416,221	66	356,038	34	321,139	14	339,410	40	374,339	154

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報が特定されるため、人数及び平均給与月額の欄をアスタリスク（*）としている。

※横線（-）の箇所は該当者なし。

3 その他給与に関する事項

(1) 給料表

「丸亀市職員の給与に関する条例」別表給料表の適用

(2) 技能職員に支給される特殊勤務手当

老人ホーム業務手当	調理員	日額	150円
		半日	80円
清掃作業手当	<p>1 ごみ又はし尿の処理作業に直接従事したとき。</p> <p>(1) 路上におけるごみの収集又はごみの処理の業務に従事したとき。</p> <p>(2) くみ取り又は浄化槽の清掃の業務に従事したとき。</p> <p>2 前項に定める作業に従事した場合において、次に定める者には、前項の金額に替えて次の手当を支給する。</p> <p>(1) 監督員</p> <p>(2) 清掃指導員又は班長</p> <p>(3) 副班長</p> <p>(4) 浄化槽管理業務に従事する者のうち必要な資格を有する者</p> <p>3 犬、猫等のへい死体処理作業に直接従事したとき。</p>	日額	1,250円
		半日	630円
		日額	1,250円
		半日	630円
		日額	1,430円
		半日	720円
		日額	1,370円
		半日	690円
		日額	1,310円
		半日	660円
		日額	1,380円
		半日	690円
		1件につき	500円

※平成18年度～20年度の3カ年は、上記金額から5%をカットして支給している。

II 今後の見直しに向けた基本的な考え方

現在、国家公務員に準じた給与構造改革による給与水準の適正化や、事務事業の見直し、民間活力の活用の推進などにより、徹底した行財政改革を実施するなかで、今後も引き続き、国や他団体、民間事業者との均衡も考慮しながら、適正な給与制度の確立に努めてまいります。

Ⅲ 具体的な取組み内容

【給与水準】

平成 18 年度及び 19 年度の 2 年間の時限的措置として、全職員を対象に 10～2%の給料の減額措置を実施しました（特別職は 20%）。また、平成 20 年度より、給与構造の見直しを実施し、給与水準の適正化を図っております。

【手当】

特殊勤務手当については、これまでも随時見直ししており、平成 18 年度より 3 年間の時限的措置として一律 5%のカットを実施するとともに、平成 20 年度より月額支給していたものを日額支給とし、その必要性や本来のあり方などを精査のうえ、適正化に努めてまいりました。通勤手当や住居手当については、見直しを実施しており、また、時間外勤務手当についても、業務の効率化を図り、縮減に努めているところです。

【その他】

平成 17 年 4 月 1 日における全職員数 1,203 人を、平成 22 年 4 月 1 日に 980 人体制とする定員適正化計画に基づき、原則として退職者不補充による職員数の削減に取り組んでおり、技能労務職員につきましても、平成 17 年 4 月 1 日現在 168 人でありましたが平成 20 年 4 月 1 日現在で 143 人に削減してまいりました。

また、集中改革プランに基づき、平成 20 年 4 月から新たに飯山地区と旧丸亀地区の 3 分の 1 のエリアにおいて、ごみの収集運搬業務を民間委託するとともに、浄化槽清掃業務に関しても許可業者制を綾歌町・飯山町の区域から市の全域に拡大しました。学校給食に関しましては、現在、民間活力検討委員会の答申に基づき、民間活力の活用を検討しており、このほか、合併当時、二施設ありました老人ホームにおいて、一施設に関しては、既に民間譲渡を実施し、残りの一施設についても、民間における移管先を募集しているところです。今後も、効率的な行政運営に努めてまいります。